

第2回 堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会会議録

- 1 開催日 令和4年11月22日（火） 15時30分～16時00分
- 2 場所 堺市消防局 5階 研修室
- 3 出席者

会長	堺市消防局長	新開 実
副会長	泉大津市消防長	藤原 孝治
委員	堺市消防局総務部長	中原 訓史
	堺市消防局警防部長	阪下 晴彦
	堺市消防局総務部参事	中野 真志
	泉大津市消防本部次長	辻山 順治
	泉大津市消防本部総務課長	福田 順一
	泉大津市消防本部警防課長	井黒 保之
オブザーバー	大阪府危機管理室消防保安課長	石川 雄一
	大阪府危機管理室消防保安課参事	田淵 孝明
その他	堺市消防局職員5名（事務局3名含む）	
	大阪府職員（消防保安課）1名	
	一般傍聴人1名	

4 開会

【事務局】

ただ今から、「泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会」を開会いたします。
皆様におかれましては、公務何かとお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。
本日の会議の進行を務めさせていただきます事務局の堺市消防局総務課の太田と申します。よろしく願いいたします。失礼ですが、着座にて説明いたします。

5 会長挨拶

【事務局】

それでは、まず初めに、当協議会会長であります新開消防局長よりご挨拶をいただきます。宜しく願い致します。

【新開会長】

本日は、第2回堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会の開催にあたり藤原消防長様をはじめ関係者の皆様にお集まりいただき感謝申し上げます。また、オブザーバーとして大阪府の危機管理室消防保安課の石川課長様、田淵参事様にもご出席いただき、感謝申し上げます。

10月に本協議会が設立され、第1回協議会を開催して以降、両市関係課におきまして

調整が図られてまいりました。本日の第2回協議会では、その中間報告として、調整の進捗や連携・協力実施計画の素案が協議事項となっております。

本日は、両市による慎重かつ活発な協議が行なわれ、両市民の安全・安心のために有意義な議論となるよう、ご尽力いただきますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。

6 副会長挨拶

【事務局】

続きまして、当協議会副会長であります藤原消防長様よりご挨拶をいただきます。宜しくお願い致します。

【藤原副会長】

只今ご紹介いただきました泉大津市消防長の藤原です。

本日の協議会の開催にあたり、新開消防局長をはじめ堺市消防局の皆様には、公私ご多忙の中ご出席いただき誠にありがとうございます。更に、関係者の皆様には調整会議等で、様々な議論を重ねていただき本協議会資料の作成など、事前準備にご尽力頂きましたことに深く感謝申し上げます。また、オブザーバーとして大阪府危機管理室 消防保安課 石川課長様には、第1回に引き続き、本日は田淵参事様にもご出席いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、第2回目の協議会ということで、協議事項の調整状況や実施計画（案）について、協議していただくこととなりますので、市民の皆さまが、安全で安心して暮らしていただだけ、両市にとっても、より多くのメリットが反映される実施計画（案）の策定に向け、皆様から忌憚のないご意見を頂き、更なる議論を重ねて頂きますようお願い申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

7 資料確認

【事務局】

続きまして、本日の資料のご確認をお願いいたします。

～ 資料確認 ～

過不足等ございませんでしょうか。

それでは、本協議会規約第7条第1項の規定に基づき、新開局長に議長をお務めいただき、議事進行をお願いいたします。

なお、会議における質問等、ご発言される時は挙手をお願いいたします。係員がマイクをお持ちいたします。

それでは、新開局長、よろしく申し上げます。

8 議事：協議事項2件

【新開会長】

それでは、次第3の協議事項に入ります。

協議第1号について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

お手元の資料、協議第1号 協議事項における調整状況について、ご説明させていただきます。

堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力実施計画の策定に伴う検討事項といたしまして、まず始めに1 連携・協力実施の検討体制ですが、連携・協力開始までの準備期間において、協議及び調整を行うため、規約により堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会を設置するとしており、本協議会のことを指します。

また、連携・協力の実施後において、事務の管理及び執行について連絡調整を図るため定期的に連絡会議を開催するものとします。

次に2 連携・協力を行う消防事務内容について、(1) 出場体制ですが、泉大津市からの要請に基づき、堺市の40m級のはしご車及びはしご支援隊としてポンプ車1台が市域を越えて出場し対応するものとします。(2) その際の指揮命令ですが、堺市から泉大津市に出場した各小隊は、泉大津市消防本部の指揮下に入るものとします。

次に3 連携・協力を行う方法についてですが、地方自治法第252条の2の規定に基づく連携協約の方式といたします。

次に4 連携・協用に要する人員の配置について、はしご車及びポンプ車は堺市の消防職員を配置し運用します。

次に5 連携・協用に伴う車両等の整備計画について、本連携・協用に伴う新たな車両整備は行わず、堺市が既に保有する車両を運用します。連携・協力実施後に更新する車両は両市で整備するものとします。

次に6 連携・協用に係る経費について、(1) 初期的経費ですが、連携・協用を開始するために必要となる地図購入費等の初期的経費は、泉大津市が負担するものとします。(2) 分担方法については、連携・協用に要する経費は、負担金として泉大津市から堺市に支払うものとします。(3) 負担金についてですが、堺市の40m級はしご車及びポンプ車の運用に係る経費を按分対象経費とし、各市の基準財政需要額の割合により算出した額とします。最後に、(4) 按分対象経費について、① 経常経費のうち人件費に関しては、40m級はしご車及びポンプ車の運用に係る職員数に、堺市の消防職員の人件費単価を乗じた額を按分対象経費とします。② 人件費を除く経常経費については、40

級はしご車及びポンプ車の維持管理経費及び国庫支出金・市債を除いた車両整備に係る経費を按分対象経費とします。③ 公債費については、40m級はしご車及びポンプ車に係る交付税算入分を除く当該年度の公債費を按分対象経費とします。

以上が協議第1号、協議事項における調整状況についての説明となります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

【新開会長】

ただ今事務局から、協議第1号につきまして、説明がございました。

ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

【福田委員】

負担金の按分率について、お聞きしたい。

負担金については、人口割合や基準財政需要額の割合などを用いた算定方法があるが、今回の連携・協力における負担金を算定するにあたり、基準財政需要額の割合を用いる理由についてお示しいただきたい。

【中原委員】

基準財政需要額は、地方公共団体における個々具体的な財政支出の実態を考慮し、その地方公共団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されるものであることから、負担金の按分率を算定する数値として適切であると考えます。

当市が既に消防事務を受託している大阪狭山市、また今後指令業務の連携・協力を予定している和泉市の負担金の算定においても、基準財政需要額に基づく割合により按分率を決定していることから、同様の方式で協議・調整させていただいたものです。

【新開会長】

その他、ご意見、ご質疑等ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等はないようですので、ご承認いただけたものといたします。

次に、協議第2号について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、お手元の資料、協議第2号 堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力実施計画（案）について、ご説明させていただきます。事務局の堺市消防局総務課の中川と申します。よろしくお願いたします。失礼ですが、着座にて説明いたします。

本計画は、総務省消防庁から通知のありました、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」及び「連携・協力実施計画に定める事項」に基づき作成しています。

1ページをご覧ください。第1部 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本指針についてご説明させていただきます。1 連携・協力を行おうとする地域における消防の現状・課題・将来予測について、1ページから3ページにかけて、大阪府内の広域化や連携・協力の現状、及び両市の面積や人口、中高層建物の状況など、現状比較と将来予測等を記載しています。次に4ページ、2 連携・協力実施後の消防についての基本方針に

ついてですが、連携・協力実施による行財政面の効果や市民サービスの向上、消防体制の強化について記載しています。

次に、3 連携・協力実施の検討体制についてですが、先ほど協議第1号でご承認いただきました内容を記載し、4 連携・協力の伴う実施スケジュールについては、本日までの経過及び今後のスケジュールを記載しています。

5ページをご覧ください。第2部 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法について、ご説明させていただきます。1 連携・協力を行う消防事務内容として、40mはしご車の運用及び出場体制、指揮命令の内容を記載しています。次に、2 連携・協力を行う地域について、堺市消防局及び泉大津市消防本部の管轄区域を示す地図と、はしご車の配置状況を記載しています。次の3 連携・協力を行う方法から6 連携・協力に係る費用の見通しと分担方法については、先ほど協議第1号でご承認いただきました内容について記載しています。

7ページをご覧ください。第3部 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携確保に関する事項について、両市の間で連絡会議を設置し、はしご車の整備・運用に係る経費の負担並びに事務の適正な管理及び執行に関する事項について協議を行うとともに、連携・協力を実施していない他の消防事務との連携等についても協議、検討及び情報共有を行っていく旨を記載しています。

最後に、第4部 今後の調整事項としまして、指令及び出場体制や各市の権限と責任の明確化など詳細を調整していく必要がある事項を記載しています。

以上が協議第2号 堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力実施計（案）の説明となります。ご審議のほど宜しくお願いします。

【新開会長】

ただ今事務局から、協議第2号につきまして、説明がございました。

ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

【福田委員】

実施計画書のP4 第1部 3 連携・協力実施の検討体制についてお聞きしたい。

「連携・協力の実施後において、事務の管理及び執行について連絡調整を図るため定期的に連絡会議を開催する。」と記載されていますが、具体的な会議の内容はどのようなものですか。

【中野委員】

基本的には、毎年2月と7月に連携・協力に係る経費の負担、並びに、はしご車の運用及び整備に関する事項などについて協議を行います。

ただし、はしご車の運用に際し重要、異例な案件が生じた場合や緊急に協議すべき事項が生じた場合については、臨時に会議を開催することができるものと思慮します。

【新開会長】

その他、ご意見、ご質疑等ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等はないようですので、ご承認いただいたものといたします。

9 その他

【新開会長】

本日の協議事項は以上でございますが、その他、委員の皆様から何かご意見等ございましたら、この場でご発言いただければと思います。

～意見等なし～

それでは、最後に事務局から何かございますか。

【事務局】

特にございません。

【新開会長】

委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただくとともに、スムーズな議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

最後に、オブザーバーとしてご出席いただいております大阪府危機管理室消防保安課の石川課長様から一言頂戴できればと思います。

石川課長様、宜しくお願い致します。

【石川消防保安課長】

本日は、第2回堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会にお呼びいただきましてありがとうございました。

当協議会において、2件の協議事項がご承認されたこと、大阪府としても嬉しく思っております。

大阪府としましても、引き続き協議会への参加や、情報提供などをおし、今後もできる範囲の支援をさせていただきます。

本日はお疲れ様でございました。

【新開会長】

石川課長様、ありがとうございました。

10 閉会

【新開会長】

それでは進行を事務局にお返しします。

【事務局】

それでは、これをもちまして、第2回堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会を終了します。

本日は、ありがとうございました。

<以上>